令和８年11月

インターネットで簡単！地方税を一括手続！

eLTAX（エルタックス）は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。オフィスや自宅のパソコンから給与支払報告書（総括表）、源泉徴収票等を一括で提出先（各市町村、税務署）に送信、手続きできますので是非ご活用ください。
詳細は、eLTAX ホームページをご覧いただくか、ヘルプデスクへお問い合わせください。

eLTAX ホームページ	https://www.lta.go.jp/
eLTAX ヘルプデスク	TEL：0570-081459　※つながらない場合：03-6745-0720
	受付日：月曜日～金曜日（土・日・祝、年末年始 12/29～1/3 は除く）。
	受付時間：9:00～17:00

☆周知事項☆　国が推進している提出物電子化に伴う内容になります。

（１）給与支払報告書の eLTAX 等による提出義務化の概要について

・**令和９年１月１日以後、前々年に提出すべきであった源泉徴収票の枚数が「30 枚以上」である場合は、eLTAX 等による提出が必要になります。**

例：令和７年に提出すべきであった源泉徴収票の枚数が 30 枚以上。
→令和９年１月以降に提出する給与支払報告書を eLTAX 等により提出する必要があります。

（２）源泉徴収票の提出方法変更について

・令和９年１月以降に提出される令和８年分以後の給与所得の源泉徴収票は税務署への提出が不要になります。詳細は国税庁の案内をご確認ください。

（３）令和９年分以降の給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書の印刷発行数の見直しについて

①【令和９年１月（令和８年分）以降】
今まで３枚複写（給与支払報告書、源泉徴収票（税務署提出用）、源泉徴収票（受給者交付用）だった様式が、**源泉徴収票（税務署提出用）廃止のため、２枚複写**になります。

②【令和１０年１月（令和９年分）以降】
電算用（連票）の用紙については、令和９年分以降廃止となります。

年分 ／ 給与支払報告書	令和８年分	令和９年分
電算用（連票）	印刷、配布	廃止

また、手書用（単票）の用紙についても、令和 10 年分以降部数の縮小・廃止を検討しておりますので、改めて **eLTAX 導入をご検討ください。**

（４）特別徴収税額通知を電子データで受け取りたい場合

eLTAX で給与支払報告書を提出する際に、「電子データ（正本）を eLTAX で受け取る」を選択してください。

※特別徴収義務者用・納税義務者用のそれぞれについて、必要に応じて選択してください。

給与支払報告書（総括表）提出時の留意点

1　**事業所指定番号（市町村によって異なります）を入力してください。**
※　豊橋市の指定番号は「4から始まる8桁の番号」です。


給与支払報告書(総括表)

令和 8 年分　給与支払報告

豊橋 市長　殿

令和 9 年01月10日 提出

整理番号１	本支店等区分番号	指定番号
1000000002	10003	4××××××

給与の支払期間	令和 8 年01月 分から 12 月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	1234567890122		
フ　リ　ガ　ナ	チホウゼイショウジ	事業種目	貿易業
給与支払者の氏名又は名称	株式会社　地方税商事	受給者総人員	1(

2　総括表の納税者情報には利用届出の基本情報を使用し、正確に入力してください。
（給与支払者の法人番号（13 桁）、個人事業主の場合は個人番号（12 桁）の入力も忘れずにお願いします。）

3　個人番号、フリガナ、氏名、住所、生年月日について、原則全て入力してください。
（控除対象配偶者や扶養親族の フリガナ、個人番号の入力 も忘れずにお願いします。）
※ 空欄の場合、本人特定のため照会する場合があります。

（受給者氏名の入力について）　　※□は、１文字（フリガナは半角、氏名は全角）を表します。

正しい入力例	誤った入力例	間違っている箇所
ﾄﾖﾊｼ□ﾀﾛｳ 豊橋□太郎	ﾄﾖﾊｼﾀﾛｳ 豊橋太郎	氏と名の間に空白がない。
	ﾄﾖﾊｼ□ □ﾀﾛｳ 豊橋□□太郎	氏と名の間に空白が複数ある。
	ﾄ□ﾖ□ﾊ□ｼ□ﾀ□ﾛ□ｳ 豊□橋□太□郎	フリガナ(氏名)の各文字間に空白がある。

4　特別徴収税額通知（納税義務者用）を eLTAX にて電子データで受け取る場合には、受給者番号の設定が必須となります。
（１）受給者番号は事業所内で従業員を管理する任意の番号になります。
（２）受給者番号を入力する際、使用できない文字がございますのでご注意ください。
詳しくは eLTAX ホームページ内の「eLTAX で利用できる文字について（https://www.lta.go.jp/otoiawase/case/case01/）」をご確認ください。

5　**提出期限　令和９年２月１日（月）**

※注意
（１）普通徴収の表示が無いものは、すべて特別徴収となります。徴収区分の入力を忘れないようにしてください。
（２）特別徴収ができない場合のみ、普通徴収にチェック（入力）し、「普Ａ」～「普Ｆ」の該当する記号を摘要欄に記載してください。
（３）徴収区分の入力に誤りがあると、事業所様・ご本人（受給者）様への税額通知の遅れにつながりますのでご注意ください。

お問合せ：豊橋市役所 市民税課 個人市民税グループ
☎　０５３２－５１－２２００～２２０６